



鳥取県公報

平成14年9月19日(木)

号外第126号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(490)(経営支援課) 1

告 示

鳥取県告示第490号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成14年9月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年9月19日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前														
<p>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th><th>上乗せする率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年以内であるものに限る。)を年0.25パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.25パーセント</td></tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超えて12年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.275パーセント</td></tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超えて13年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.325パーセント</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年以内であるものに限る。)を年0.25パーセントの割合で交付する場合	年0.25パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超えて12年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超えて13年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント	略	略	<p>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th><th>上乗せする率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年以内であるものに限る。)を年0.35パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.35パーセント</td></tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年以内であるものに限る。)を年0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率														
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年以内であるものに限る。)を年0.25パーセントの割合で交付する場合	年0.25パーセント														
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超えて12年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント														
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超えて13年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント														
略	略														
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率														
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年以内であるものに限る。)を年0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント														

2 平成14年9月19日 木曜日

鳥 取 県 公 報

(号外)第126号